

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書に対する質疑・意見への回答・見解

●委員からの質疑・意見への事業者の回答・見解

No.	質疑・意見	回答・見解
事前環境配慮事項・環境影響評価項目の選定		
1	<ul style="list-style-type: none"> ・p4-5の「ヒートアイランド現象」に対する対策として太陽光発電の採用があるがヒートアイランド現象の対策にならないのではないかと。[第2回] ・温室効果ガスとヒートアイランド現象には関係がないのではないかと。[第3回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎市の事前環境配慮指針に記載されている内容のため、事業者としては変更できない内容である。太陽光発電による日射遮へいに伴う空調負荷低減などによって、ヒートアイランド現象を抑制する効果もあるという考えで含めているのではないかと。[第2回、第3回] ※太陽光パネルの設置は建築物の表面（屋根・壁）の蓄熱を低減することに寄与する効果があるとされています。【事務局】
2	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の環境保全措置として工事中の排水処理が記載されているが、環境影響評価項目の一覧表では、工事中の排水に関してはどこに該当するか。[第1回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価項目の一覧表は、項目選定の選定結果を示している。水質は調査・予測を行わず、環境保全措置を講じることで対応する「保全措置項目」として選定しており、環境保全措置として工事中の濁水の処理等を行う。[第1回]
3	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の地球温暖化を選定しなかったのはなぜか。[第2回] ・「影響が軽微と判断し設定していない」という表現には違和感がある。[第3回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業特性上、地球温暖化の影響は施設稼働によるものが大きく、現有施設の第2工場の環境影響評価では工事中の温室効果ガス排出量は、施設稼働時の約0.5%であり、本事業では環境影響評価実施計画書において、工事中の地球温暖化への影響は、影響が軽微と判断し選定していない。[第2回、第3回] ・工事中についても、大気質の環境保全措置において施工業者に運搬車両台数の最小化やエコドライブの徹底、低燃費の建設機械の採用を求めるとし、これらにより温室効果ガスの削減につながるものである。[第3回]
大気質		
4	<ul style="list-style-type: none"> ・一酸化窒素と窒素酸化物の環境基準を記載していない理由はなぜか。[第2回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・一酸化窒素と窒素酸化物は環境基準が設定されていないためである。[第2回]
5	<ul style="list-style-type: none"> ・現況のPM2.5はどのような状況か。[第2回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域概況に記載しているが、周辺の自排局においては、平成28年度以降は環境基準を下回る結果となっている。[第2回]
6	<ul style="list-style-type: none"> ・風配図と風向出現頻度が整合していないのではないかと。[第2回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・風向出現頻度について確認する。[第2回] ・風向出現頻度・年間風向別平均風速に誤りがあったため、評価書では修正した風向出現頻度とする。風配図は現有施設屋上で測定した高さ約20mの測定結果を示している。風向出現頻度は沿道での大気質予測で気象条件として用いるため、高さ1mの風速に補正をしたものである。[第2回]
7	<ul style="list-style-type: none"> ・風向・風速出現頻度の修正によって、予測結果の修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道大気質の予測結果を正しい風向・風速出現頻度を

	はあったか。[第3回]	踏まえた予測結果として修正した。(第3回審議会参考2)[第3回]
8	<ul style="list-style-type: none"> ・p7.1-58に示す式の「Zs:地上観測高さ」には「10m」ではなく、「19.1m」になるのではないか。また、煙突排ガスの予測結果に修正はないか。[第3回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・準備書p7.1-58の地上観測高さは記載の誤りであり、評価書では「19.1m」に修正する。また、煙突排ガスの予測では、高さ19.1mの風速を、高さ補正して予測に用いており、予測結果に修正はない。[第3回]
9	<ul style="list-style-type: none"> ・p7.1-29で「気象モデル」という表現があるが、適切か。[第2回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・「気象モデル」ではなく「気象条件」に修正する。[第2回]
10	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道大気質の予測結果が現況の沿道大気質よりも低い理由はなぜか。事業の実施により環境負荷があるのに現況の濃度よりも低いという結果でとなっており、予測結果の示し方に違和感がある。どういった予測手法を用いたのか。[第2回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路環境影響評価の技術手法に基づき、一般環境大気質の現地調査結果をバックグラウンド濃度とし、計算した道路の負荷分を足し合わせることで算出している。現況値の方が高い理由として、調査地点に近い国道から影響を受けている可能性が想定される。[第2回] ・沿道環境大気質の現地調査結果をバックグラウンド濃度とすることも可能である。そのため、評価書では、バックグラウンド濃度として、一般環境大気質の現地調査結果と沿道環境大気質の現地調査結果を用いた場合の2パターンの予測結果を示す。[第2回]
11	<ul style="list-style-type: none"> ・短期濃度予測のうち、塩化水素の寄与濃度が他の物質と比べると、環境保全目標値に近い値となっており、施設からの寄与が支配的と考えられる。単純に環境保全目標値を下回っているので支障ないという結論で済ませてもよいのか。[第2回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ焼却施設の特性上、塩化水素の負荷が大きくなっている。ただし、予測結果は自主基準値の濃度の排出ガスが煙突から排出されたと仮定して計算したものであり、実際の施設の維持管理では自主基準値を下回る値で管理することになる。また、施設稼働の際は、塩化水素濃度に注意して維持管理を行う。(参考資料: 現有施設(第2工場)における煙突から排出される排ガス測定結果記録(令和3年度)) [第2回]
12	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突排ガスの環境保全措置として、情報公開という記載があるがこれはどういった情報公開になるのか。リアルタイムでの公開となるのか。[第2回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・測定値の信頼性の確保のため、計量証明書等を発行できる測定値を情報公開とすることを考えており、リアルタイムでの公開とはならない可能性が高い。[第2回]
13	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設供用時には施設関連台数は現在より減少するののか [第2回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後市内ごみ処理量は減少していく見込みである。それに伴い比例的には車両が減っていくことはないが、大型車の年間日平均で2~3台程度は減少すると想定している。[第2回]
14	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全措置としてパッカー車の電動化を行うことはないのか [第2回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・パッカー車を更新する場合は、低公害車を選定していくことになるが、現在具体的な更新計画はない。[第2回]
騒音・振動		
15	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両及び施設関連車両の騒音予測結果における「1dB未満」はどういう意味を示しているのか。[第2回] ・1dB未満という記載の仕方は一般的なものか、環境省からこのような表記の仕方が指導されているのか。[第2回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省より、道路交通騒音の環境基準との比較は整数値で実施することとされている。そのため、小数第1位を四捨五入して1dB未満(0dB)となる0.4dB以下(0.5dB未満)を示している。[第2回] ・あくまで整数値で環境基準との比較を実施することとされている。他のアセス図書で同様の記載をしている図書もあるが、分かりにくい表現であったため、注釈で補足説明する。[第2回]

16	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両及び施設関連車両の騒音・振動予測結果が現況より増加しているが、その理由を教えてください。[第2回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・現況として示している数値は、現地調査結果の数値であり、予測結果は工事計画及び現有施設のごみ収集車両の搬入状況からピークとなる1ヶ月の台数より算出したピーク時の結果であるためである。評価書では、注釈に予測結果がピークとなる時期を想定したものであることを条件であることを補足説明する。[第2回]
17	<ul style="list-style-type: none"> ・大気質の車両台数と騒音・振動の車両台数が異なるが理由を教えてください。[第2回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気質の環境基準は年間値として設定されていることから、ピークとなる1年間(12ヶ月)の台数より平均台数を設定している。騒音・振動の環境基準等は年間値として設定されていないことからピークとなる1ヶ月の台数より設定している。[第2回]
18	<ul style="list-style-type: none"> ・車両に関する保全措置として、運転者への指導を記載しているが、この対応は影響を軽減する上で大事なことだと思うのでしっかりと対応していただきたい。[第2回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両運行に伴う環境影響を低減するため、環境保全措置を徹底する。[第2回]
19	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の運転者に指導をすると記載されているが具体的はどういった指導になるのか。[第2回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の運転者についてはゼネコンが対応することになる。また施設稼働については、現在も年に1回環境教育を実施しているため、新施設においても同様に対応になると考えられる。[第2回]
悪臭		
20	<ul style="list-style-type: none"> ・(夏季の現況調査を9月に実施しているため)、夏季の予測時期も9月となっている。8月の方が臭いとしてきついのではないかとと思いますが、9月としている理由はないか。[第2回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭の夏季調査は、当初、現有施設の稼働スケジュールを考慮して8月下旬に調査を予定していたが、現有施設の稼働停止時期が若干延長されたため、9月1日実施となった。近年は残暑も厳しいことから、9月1日を夏季とみなし調査を実施した。[第2回]
水質		
21	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の事前環境配慮事項では、「高度処理技術の導入等、適切な措置を講じるとともに、現有施設よりも排水の水質を改善し、排水量を約1/10以下とする計画」とあるが、水質の環境保全措置では「排水量は最大でも現有施設の約1/10以下(約60m³/日)とし、公共用水域への放流量を低減する。」とある。「高度処理技術」について触れられていないなど、事前環境配慮事項よりトーンダウンしているように思えるが、環境保全措置への追記はできないか。[第1回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全措置の記載事項を検討する。[第1回] ・評価書では、環境保全措置に「高度処理技術の導入等、適切な措置を講じるとともに」を追記する。[第1回] ・新施設の排水基準は、現有施設の排水基準以下とする計画である。(参考資料:現有施設(第1工場、第2工場)及び新施設の排水基準比較表)[第1回]
22	<ul style="list-style-type: none"> ・何を基準にどれだけ水質改善するのか明確にしてください。また、現有施設よりも水質は改善するという理解でよいのか。[第1回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質については、瀬戸内海特別措置法に基づく許可施設となるため、現有施設の基準値以下に届出値を設定していきたいと考えている。[第1回] ・瀬戸内海特別措置法については、「定期的な処理水の計測」に関する記述において『水質汚濁防止法「等」』の「等」に含めている。[第1回] ・評価書では「瀬戸内海特別措置法の届出値を上回らないよう管理を続ける」ことを追記する。[第1回]
23	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の環境保全措置では「排水量は最大でも現有施設の約1/10以下(約60m³/日)とし、公共用水域への 	<ul style="list-style-type: none"> ・現有施設では排ガス処理を湿式処理としていたが、新施設では排ガス処理を乾式処理とすることにより、排

	放流量を低減する。」とあるが、具体的にはどのような対応で排水量を低減させるのか。[第1回]	水量が減少するためである。[第1回] ・評価書では、水質の環境保全措置に「現有施設で湿式処理としていた排ガス処理を乾式処理とすることで排水量を低減する」ことを追記する。[第1回]
24	・河川水質でふっ素、ほう素が環境基準を超えているということだが、事業予定地が埋立地ということであれば、地下水で海水由来のものが検出される可能性もあると思う。地下水から基準値を超過したふっ素、ほう素が検出された場合の対応はどのように考えているか。[第1回]	・排水処理は処理前の湧水の水質にあわせて水処理を実施する。湧水中の有害物質等の濃度が高い場合においても、湧水の水質に応じた排水処理を行い、水質汚濁防止法に準じた水質まで処理をして、河川へ放流する。[第1回]
25	・環境保全措置として「仮設沈砂池「等」と記載があるが、「等」の具体的な内容について説明は可能か。[第1回]	・工事排水は、仮設の排水処理施設を設けて工事を行っていくことになる考える。「等」の内容は、pHの調整、凝集、砂濾過、または膜処理等となるが、排水の水質を考慮しながら最適な排水処理を行いたいと考えている。[第1回] ・評価書では「湧水の水質に応じた仮設沈砂池等の排水処理を実施」することを記載する。[第2回]
26	・施設からの排水と雨水は同経路で公共用水域に排出されるのか。その場合、雨水は施設からの排水に比べ少ないのか。[第1回]	・(場内において) 雨水の排水系統と汚濁負荷のある排水系統は分離している。また、現有施設においては雨水排水量を計測していないため、施設から排水量と比較できない。[第1回]
27	・ごみピットなどについては屋根があり、雨水と接しない施設構造となっているか。もし、そのような構造になっていないとした場合には、どのように雨水処理が行われるのか。[第1回]	・ごみピット等の汚濁負荷の生じるような区域は建屋内とし、当該区域の汚水はプラント排水及び生活排水として排水処理設備で処理後、公共水域(河川)へ放流する。雨水の排水系統は汚濁負荷のある排水系統からは分離され、雨水についてはそのまま排水路を経てから運河に排水されることとなる。[第1回] ・評価書では、「雨水排水は、プラント排水及び生活排水と接しないよう排水系統と分離し、直接公共水域(河川)へ放流する」ことを記載する。[第2回]
地下水質		
28	・「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に基づく対策を実施すると記載しているが、土壌汚染しているものとして取り扱うのか。[第2回]	・敷地については土壌汚染しているものとして、対策を実施する。対策は、ガイドラインに基づく対策を実施する。[第2回]
廃棄物・資源循環		
29	・熱利用については検討できないのか。[第3回]	・過去に稼働していた第3工場では、近隣の企業に熱供給を行っていたが、現時点では熱利用をしたいという近隣企業はなかったことから、今回はなるべく発電効率を高めていくことに注力していくために熱を活用していくこととしている。[第3回]
30	・廃プラスチック類の取り扱いを確認したい。[第3回]	・本施設で対象とするごみについては、一般廃棄物処理基本計画を踏まえたものである。分別回収が増えることによって、温室効果ガスも増加することもあり、尼崎市としては総合的に判断して、廃プラスチック類の分別回収はしない方針である。[第3回]

31	・廃プラスチック類の分別について、市の見解や検討の余地があることを評価書に記載はできないか。[第3回]	・検討する。[第3回] ・評価書に「今後のごみの排出状況やプラスチックリサイクル技術、リサイクルシステムの動向を踏まえ、引き続き検討を進める。」旨を追記する。[第3回]
32	・「灰資源化量」が100t/年と少ないが、何が制約なのか。[第3回]	・兵庫県内及び本施設周辺では、灰資源化を行っている業者は少なく、処理が可能な灰資源化業者の処理能力を考慮した数値である。[第3回]
33	・「鉄類・アルミ類等」についてであるが、発生量に対して再資源化量に比べて多い理由は。[第3回]	・不燃ごみから回収されたものも含まれているためである。[第3回]
地球温暖化		
34	・CCUS 導入に対する考えを聞かせて欲しい。[第3回]	・技術的に確立されていないことから、現時点では計画に含めていない。スペースに余裕があれば、後付けでの設置の可能性も考えている。今後、技術が確立できれば、導入することも検討する。[第3回]
35	・技術が確立されれば導入の可能性あることを評価書に記載できないか。[第3回]	・評価書への記載について検討する。[第3回] ・評価書に「CCUS の導入については、施設稼働後においても、今後の技術革新及び新規法令等の社会的動向を踏まえ、検討を進める。」旨を追記する。[第3回]
36	・「ごみ焼却を含む場合」と「ごみ焼却を含まない場合」とは、どのような意味か。[第3回]	・施設の性能に係るものを現有施設と新施設で比較できるように示したものであるが、主にごみ焼却を含む場合の数値で評価をしている。[第3回]
37	・「発電」の欄の値についてはマイナスの値として示すべきではないか。[第3回]	・その通りである。[第3回] ・評価書においてはマイナスの表記に修正する。[第3回]
38	・照明は LED 化されるのであれば、環境保全措置として記載してはどうか。[第3回]	・LED は積極的に導入する。[第3回] ・評価書においては照明の LED 化について記載する。[第3回]
39	・屋上緑化、壁面緑化、太陽光パネルの設置を「可能な限り」実施するとのことだが、設置可能な範囲に可能な限りという意味か、可能な限り緑化できるように設置するという意味か。[第3回]	・屋上緑化、壁面緑化、太陽光パネルについては設置可能な範囲に、できる限り設置する計画であり、緑化とするか太陽光パネルとするかは建物の構造等を踏まえて、設置可能な場所に設置する。[第3回]
40	・施設排水の再利用は温室効果ガスの削減になるのか。再利用にはエネルギーが必要と考えられ、資源循環で取り扱った方が良いのではないか。[第3回]	・上水の利用節約が、温室効果ガスの削減となると考え、地球温暖化の環境創造措置とした。資源循環での取り扱いについては検討する。[第3回] ・評価書においては、施設排水の再利用に係る環境創造措置を資源循環で取り扱うこととする。[第3回]
景観		
41	・建物の大きさは、準備書で示されているものよりも小さくなる可能性はあるのか。第3回]	・今後、事業者選定を行い、選定事業者によっては建物形状が変更となる可能性があるが、土壌汚染対策の観点から、なるべく地下掘削を避ける方針であり、建物高さ方向では小さくなくなりたくいと想定している。[第3回]
42	・公共施設である限りは都市美形成計画との整合については当然であり、同計画にある都市美アドバイザーチームとのデザイン協議をしていただきたい。[第3回] ・協議の時期としては具体的な設計に入る前の早い時期	・都市美アドバイザーとの協議は実施することとした。事業者選定後に設計を進めることから、基本設計後とはなるが、詳細な設計前の早期に協議を実施し、協議内容についてはできる限り計画に反映させたい。

	<p>でお願いしたい。[第3回]</p>	<p>[第3回]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書においては、「建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討に当たっては、都市美アドバイザーの助言を踏まえ、「尼崎市都市美形成計画」との整合を図る。」ことを記載する。[第3回]
<p>全体</p>		
43	<ul style="list-style-type: none"> ・評価結果が妥当であるかどうかは、可能な限り環境保全・創造措置が講じられているかを確認していく必要がある。これには具体的な措置の内容が分からないと確認できないため、どのような対策を行うか可能なかぎりに記載すべき。[第1回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全・創造措置については、メーカーヒアリング、事業計画の進捗も踏まえ、可能な限り具体的な措置内容の記載に努める。[第1回]
44	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回環境影響評価審議会を受けての回答・見解について、評価書で対応すると記載されているものが2つしかなかったが、それ以外は評価書で追記等はないのか。[第2回] 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価書で対応するものについて、「評価書で対応する」と記載している。評価書での対応の有無については、検討する。[第2回]